

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月3日

山梨県知事 殿

提出者

住 所 山梨県甲府市南口町 6 - 1 5

氏 名 名工建設株式会社 甲府支店

執行役員支店長 中島 誠司

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 055-235-8811

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称

名工建設株式会社 甲府支店

事 業 場 の 所 在 地

山梨県甲府市南口町 6 - 1 5

計 画 期 間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事 業 の 種 類

総合建設業

②事 業 の 規 模

土木工事、建築工事、鉄道の保守工事、請負実績 43億円

③従 業 員 数

62人

④産業廃棄物の一連
の処理の工程

別添 1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） 排出時での廃棄物の分別排出、リサイクル化 廃石膏ボード類の再資源化 再生材、リサイクル材の使用に努める 発注者と事前協議を行い発生量の削減に取り組む		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 分別収集の徹底 生活系廃棄物は直接工事から排出する廃棄物とは分別する 廃棄物保管庫（コンテナ）内の分け及びトンパック等の使用 廃石膏ボードの分別を徹底し、メーカー持込での再資源化をはかる メーカーとの協議により梱包材の削減化をはかる		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 金属くず・木くず・コンクリート・アスファルト破片・紙くず等 抑制に関する現状の取り組みと同じ
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 金属くず・木くず・コンクリート・アスファルト破片・紙くず等 抑制に関する計画の取り組みと同じ

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

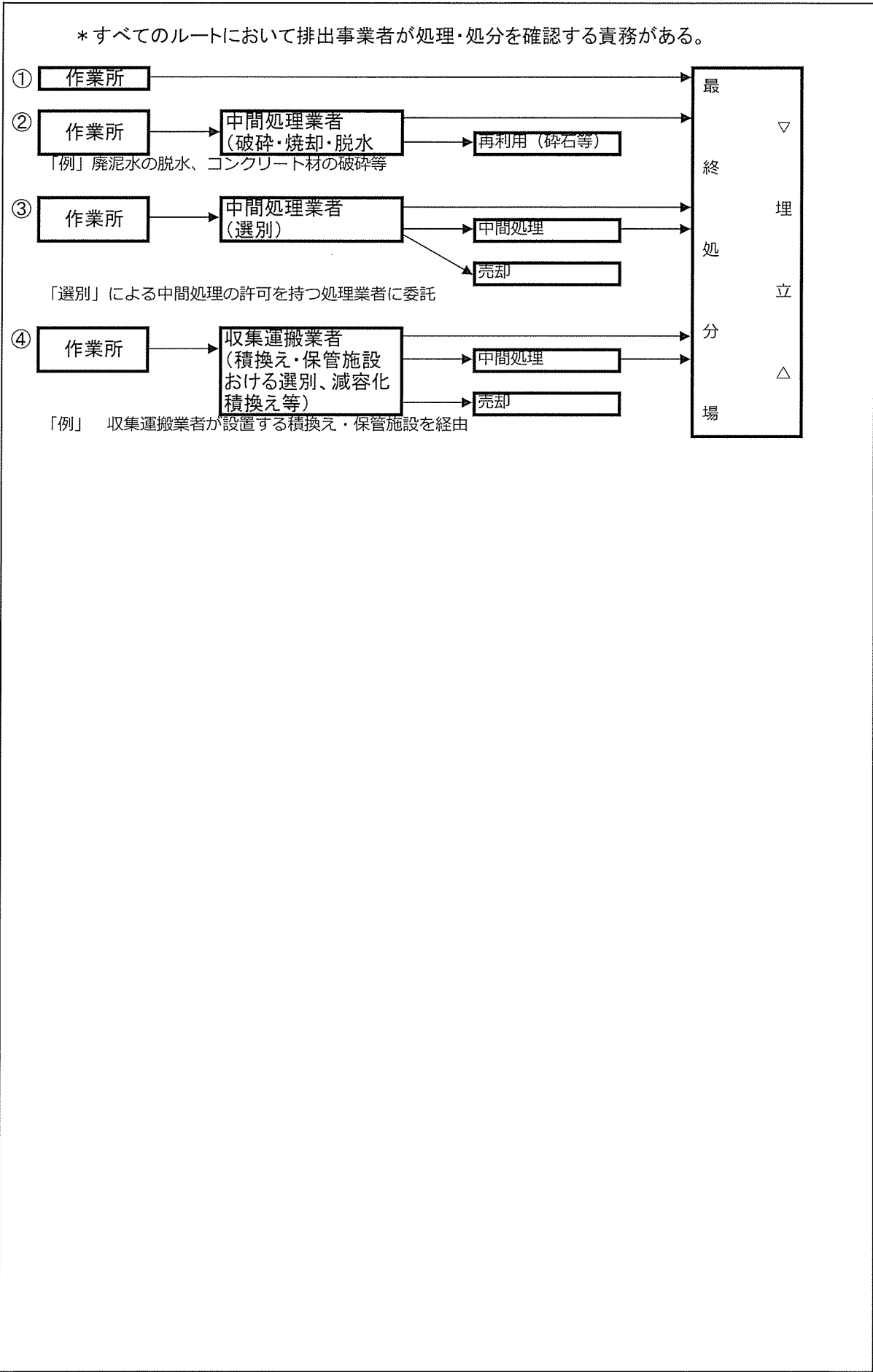
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 排出時での廃棄物の分別排出、リサイクル化 廃石膏ボード類の再資源化 再生材、リサイクル材の使用に努める 発注者と事前協議を行い発生量の削減に取り組む		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 分別収集の徹底 生活系廃棄物は直接工事から排出する廃棄物とは分別する 廃棄物保管庫 (コンテナ) 内の区分け及びトンパック等の使用 廃石膏ボードの分別を徹底し、メーカー持込での再資源化をはかる メーカーとの協議により梱包材の削減化をはかる		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添 1 処理工程図



別添 2 管理体制図

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
◎責任者及び管理組織図			
建設副産物統括管理者		所 属	： 甲府支店
		職・氏名	： 執行役員支店長 中島 誠司
廃棄物担当		組織名	： 総務部安全課
		組織人数	： 1名
役 割	建設副産物対策委員会	○ 建設副産物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長－支店長 ・事務局－総務部安全課	
	建設副産物統括管理者	1)建設副産物の管理に関して、支店を統括管理する。 2)建設副産物を適正に取り扱うため、定期及び必要に応じて建設副産物対策委員会を開催する。 3)建設副産物の適正処理に関して、建設副産物担当責任者等の業務を指導監督する 4)担当者を選任して以下の業務を行わせる。 ①建設副産物に係る指示及び各種記録等の整備・報告・保存(法定年)管理 ②都道府県条例等に基づく建設副産物の支店取扱い細則等の整備 ③建設副産物の管理について、作業所等のパトロール、指導 ④建設副産物に係る情報の収集、提供及び調査・研究 ⑤建設副産物を適正に取り扱うために必要な社内教育	
	建設副産物担当責任者(作業所長)	1)建設副産物の取扱いに関し、「法」および「建設副産物管理マニュアル」および発注者の仕様書に基づき、適正な処理管理を行う。 ①建設副産物担当者協議会の開催 ②建設副産物管理組織の編成 ③建設副産物の処理、減量、減容、再資源化等に関する計画の策定 ④収集運搬、処理、処分業者の選定下調べ ⑤建設副産物の適正処理及び管理 ⑥関係社員及び協力会社等への教育指導 ⑦記録の報告及び保存(法定年)管理 ⑧「建設副産物管理マニュアル」等、建設副産物管理関係社内規程類の整備	

建設副産物管理組織表

本店

社 長

建設副産物統括責任者(建設副産物担当取締役)

本社建設副産物連絡委員会

安全部長

CSR推進室長

総務部長

管財部長

土木部長

建築部長

軌道部長

甲府支店

支店長(建設副産物統括管理者)

建設副産物対策委員会

総務部長

総務部安全課長

土木部長

建築部長

建設副産物担当責任者(作業所長)

建設副産物担当者協議会

現状:前年度(令和5年度)実績量
計画:今年度(令和6年度)計画量(目標)

計画：今年度(令和6年度)計画量(目標)

[illegible]